

下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会（第30回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務）

1 日時

平成25年9月26日（木）13：15～13：35

2 場所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）川染節江，小佐田潔（委員長），本多八潮，松本修二

（敬称略。五十音順）

（庶務）高見高松高等裁判所事務局総務課長

（説明者）松本高松高等裁判所事務局長

4 議題

平成26年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 議事

(1) 委員再任の報告について

本多委員の再任について報告がされた。

(2) 中央の委員会の議事内容等について

庶務から，第58回及び第59回の下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事内容の骨子の説明がされた。

(3) 審議資料等について

ア 本日の審議資料について説明がされた。

イ 最高裁から中央の委員会に諮問された平成26年2月から9月までの裁判官指名候補者について説明がされた。

(4) 裁判官指名候補者に関する情報収集について

ア 裁判官指名候補者については，勤務庁に対応する検察庁及び弁護士会

に対し、指名候補者の名簿を提供して情報収集を行う。具体的には、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する情報がある場合には、一定の期間、所属の各個人から当地域委員会あて情報を提供してもらうことにし、その提供期限を10月25日（金）とした。

イ 検察庁及び弁護士会に対する情報収集の依頼文書の内容については、特段の修正意見はなかった。

ウ 弁護士会に対する注意喚起の依頼文書の内容については、特段の修正意見はなかった。

(5) 地域委員会に寄せられた情報の処理について

ア 地域委員会が受け付けた情報は、次の委員会までの間、いつでも閲覧ができるよう高裁総務課事務室にファイリングをして備え置き、期日前には情報が寄せられた旨を各委員に連絡することとした。

イ 情報が集まってくる過程で何らかの問題が生じた場合（提供期限を超過した場合等）には、委員長と委員長代理とで協議し、必要な場合には各委員に持ち回りの方式で諮り進めることとした。

6 次回期日

次回期日は、11月7日（木）午後1時15分とした。